

育児休業手当金（新規・期間変更・支給期間延長）請求書

〔 育児休業中支給分 〕

* 必ず請求要領をご覧ください。

① 組合員証記号番号	② 組合員氏名	③ 所属所名
-		
④ 対象となる子の氏名及び続柄		⑤ 子の生年月日
氏名： 続柄：		令和 年 月 日
⑥ 請求月の標準報酬の月額	等級	円
* 新規請求の場合		
⑦ 育児休業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑧ 育児休業手当金の請求期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
* 休業期間変更の場合		
⑨ 変更前の育児休業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑩ 変更後の育児休業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑪ 変更前の育児休業手当金の請求期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑫ 変更後の育児休業手当金の請求期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑬ 育児休業手当金の支給期間延長理由 (総務省令で定める育児休業手当金の支給延長の場合は、いずれかに○をつけてください。)	1 保育所における保育が実施されない	
	2 養育を予定していた配偶者の死亡	
	3 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等	
	4 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居	
	5 養育を予定していた配偶者の産前・産後休暇等	
上記のとおり請求します。 福井県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 請求者氏名 ⑩ (自署の場合は、押印は不要です。)		
報酬の支払い状況		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	日分	円
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	日分	円
請求者の令和 年 月 日から令和 年 月 日まで勤務に服さなかった期間に対しての報酬の支払い状況は上記のとおりです。 なお、請求者は雇用保険に加入していません。 給与事務担当者 氏名 ⑩		
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属所長 職名 氏名 ⑩		

注意：婚姻等による氏名変更を金融機関に届け出をされていない場合、送金が行えませんので、必ず口座名義人の確認をお願いいたします。

【 育児休業手当金 請求要領 】

- (1) ⑧欄は、育児休業の終了予定日が、子が1歳に達する日（誕生日の前日）後の場合は、1歳に達する日までを記入してください。
- (2) ⑫欄に記入する変更後の育児休業手当金の請求期間において、支給期間延長の理由が総務省令で定める延長事由に該当し、かつ、育児休業の終了予定日が、子が1歳6か月又は2歳に達する日後の場合は、1歳6か月又は2歳に達する日までを記入してください。
- (3) この請求書には育児休業に関する所属所長の辞令又は承認書の写を添付してください。
なお、支給期間延長の理由が総務省令で定める延長事由に該当する場合は、延長事由に応じた確認書類（下表）も添付してください。
- (4) 婚姻等で氏名変更があった方で金融機関への当該変更を届け出していない場合、育児休業手当金の送金が行えませんので、必ず口座名義人の確認をしてください。

◀ 総務省令で定める育児休業手当金の支給期間延長手続きについて ▶

子が1歳の誕生日時点又は再取得時点において、延長事由（総務省令に定める場合）である保育所における保育の実施が行われない等の事由に該当することになり、子の1歳に達する日後（誕生日以後）から最長2歳に達する日までの期間も育児休業を取得する場合に支給期間の延長の請求ができます。

なお、この延長事由に該当しない場合の育児休業手当金の支給期間は、子が1歳に達する日（誕生日の前日）までの期間となります。

また、育児休業手当金の支給期間延長に係る「育児休業手当金（新規・期間変更・支給延長）請求書」に添えて提出する必要がある確認書類は、以下の延長事由ごとに、それぞれ記載しているとおりです。

延長事由	子が1歳の誕生日時点又は1歳6か月時点において保育所または認定子ども園もしくは家庭的保育事業等による保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき
確認事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該子の氏名、生年月日 2 保育所入所申込み申請日等 3 希望した入所開始日等 4 保育所入所等不承諾の理由（待機状態が確認できること）
確認書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記「確認事項」を含む「保育所入所不承諾通知書」等 2 上記「確認事項」を含む市町村長が証明した証明書 3 市町村の「保育所入所申込書」の写（上記「確認事項」を含み、保育所入所担当課の受付があり、原本証明されたもの）等

* 「確認事項」がすべて確認できるよう「確認書類」を提出してください。

組合員の配偶者（養育を行っている配偶者）が子が1歳に達する日後の期間に次のいずれかに該当した場合

延長事由	確認書類
死亡したとき	世帯全員について記載された住民票の写及び母子健康手帳の写
負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき	保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等及び母子健康手帳の写
婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき	世帯全員について記載された住民票の写及び母子健康手帳の写
6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき	母子健康手帳の写